

一名給ハ洋師俸給ハ年俸八百圓

一職務ハ柔道、外に差をり初年級

、英語ノ一部ヲ担任セシメ又学校

事務、内ニテ高上ト認メタル課

於テ職務セムルカ或ハ寄宿舎、出

来タル場合ニハ舎監ト充ツルヤ知ル

一授業又ハ職務、成績良好ナルトキハ

様ヲ見テ又教授又ハ生徒監ト奉養為

スルコトアルトモ但し右ハ定免等ニ関係

講明言簡

案

一 阿レハ其時期ハ強ク約束シ難シ
 一 待師申ト云々ハ学校長ノ許可ヲ受
 リルニアラサレハ他ヨリノ授業其他ノ嘱
 託ヲ受クルヲ得ス

小林 嘉彦 庶務主任

巻数 第

號

明治 〇 年 〇 月 〇 日 判決

明治 〇 年 〇 月 〇 日 扱済

寫校 合

明治 〇 年 〇 月 〇 日

校長

案件

講師嘱託辭令ノ件

案

送附不度

明治 〇 年 〇 月 〇 日